

情報照会依頼書兼申立書 (被扶養者申告書同別居変更届添付用)

組合員氏名		被扶養者氏名	
-------	--	--------	--

①情報照会依頼書

個人番号(マイナンバー)を使用した情報連携により、被扶養者異動届にかかる下記の添付書類の省略を希望します。

省略書類	用途	依頼希望(○を記載)
住民票	同一住所の住民(被保険者と被扶養者)の確認、又は、住居関係(住所変更)の確認	

- ・上記以外の添付書類は省略できません。
- ・上記を情報連携で確認できない場合は、別途添付書類を求めることになります。
- ・省略可能な手続きは健康保険の扶養に関する手続きのみです。その他の手続きについては、上記書類が求められる場合がありますので、御注意ください。

②申立書

〈以下の太枠で囲まれた部分に記入してください。〉

1. 組合員との居住関係(該当するもの一つにチェック、⑦はかつこ内に記載)			
<input type="checkbox"/> ①同居し、組合員の収入により生計維持	<input type="checkbox"/> ②別居し、組合員の仕送りにより生計維持		
<input type="checkbox"/> ③被扶養者の就学により、一時的に別居	<input type="checkbox"/> ④単身赴任により、一時的に別居		
<input type="checkbox"/> ⑤被扶養者が出産のため帰省し、一時的に別居	<input type="checkbox"/> ⑥被扶養者の施設入所により、一時的に別居		
<input type="checkbox"/> ⑦その他()			
2. 仕送り状況について			
仕送り月額		仕送り方法 (具体的に)	
3. 同居家族について(同居家族が組合員の場合は記載不要)			
①同居家族の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(配偶者) <input type="checkbox"/> 有(その他:)			
②(同居家族有の場合)同居家族の収入状況 (配偶者 円)(その他 円)			

※ この申立により被扶養者として認定を受けた後、事実と相違していることが判明した場合、遡って資格を喪失しその間の保健給付費等について返還請求します。

※ 雇用保険失業給付金の受給資格がある方は、給付制限期間中又は受給期間延長中のみの認定となります。〔基本手当日額が限度額未満の場合は除く。〕
受給開始次第、速やかに扶養削除申請を行ってください。

○京都市職員共済組合被扶養者認定基準

(別居の場合の認定要件)

第11条 組合員と同一世帯に属さない者を認定対象者とする申告があった場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているときに限り、被扶養者として認定する。ただし、就学(学校教育法に規定する学校への就学に限る。)や単身赴任等による一時的な別居の場合は、この限りでない。

- (1) 認定対象者の収入額が収入限度額内であり、かつ、当該収入額に2分の1を乗じて得た **額が、組合員からの仕送り額以下であること。**
- (2) 組合員からの仕送り額が、1人につき月額5万円以上であること。
- (3) 認定対象者が扶養能力を有する扶養義務者と同居していないこと。
- (4) 組合員から認定対象者への仕送りは、1人につき毎月1回以上、金融機関等を経由して 送金していること。